

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2023年夏季重点要求書の回答等について

交渉日時 令和5年6月21日(水) 15時35分～17時40分
交渉場所 市役所本庁舎 301会議室
交渉出席者 当局側 川口副市长 秋元市長公室長 雲丹亀市長公室副部長 西川人事課長
足立人事課副課長 山村人事研修係長 加島給与係長
組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計8人

概要	要
組合の主張	<p>2023年夏季重点要求書の回答等を行った</p> <ul style="list-style-type: none">① 今年度の夏季休暇の取得期間が7～9月という点については異議はないが、夏季休暇の在り方は年次休暇の取得率にも関わる。部署によっては年次休暇が十分に取得できていないところもあり、状況を改善するためにも、今後も協議していきたい。② ファミリーサポート休暇の日数や適用範囲について、この間、障害のある子などの特別の事情のある職員へ対応を要望しているが、検討状況は。③ 短期介護休暇の申請に診断書の添付を必須としていることについて、要介護認定を受けている家族のために介護休暇を取得する場合は診断書を省略してもよいのではないかと。④ 地方自治法の改正により会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになった。定年引上げも相まって、今後給与制度は複雑化していく。そのような中で、職員はやり甲斐を持って65歳まで働き続ける必要があるが、再任用職員については、現状、職務職責に応じた給与体系になっておらず、改善が必要と考える。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① 休暇の取得が十分にできていない職場については、こちらとしても改善が必要と考えている。夏季休暇と併せて、今年度の取得状況を見ていく中で、次年度以降も協議したい。② 課題を抱える職員がいることも理解している。ただ、制度の見直しにあたっては、全体を見たうえで宇治市の休暇制度について検討していきたい。そのための検証に時間を要している。③ どのようにすれば省略可とできるか、検討している状況。規則改正も伴うため、一定の検討時間を要する。④ 高齢期職員が働き甲斐を持ち続けることは重要な課題であり、継続して検討すべき問題。今後、国が検討している「給与制度のアップデート」も控えており、その内容を注視しつつ、一定の骨組みを作りたい。